

# 旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年9月7日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 橋本逸夫

平成28年9月7日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ①記録の提出について	継続審査	—



## 旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招集日時	平成28年9月7日(水)		本会議散会後	
開議・閉議	午前10時32分	開会	～	午前10時38分 閉会
場所・形態	委員会室A B	会期中(第6回定例会)の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠		
参考人	なし			
証人	なし			
説明員	なし			
事務局	議会議務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	読売新聞
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

## 午前10時32分 開会

○橋本委員長 それでは、本会議終了後、急遽開会と言うことで大変お手数をおかけいたしますが、ただいまより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

ただいまの御出席は15名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会について、事務局よりなぜ開催に至ったかということにつきまして説明をさせます。

事務局、石村君。

○石村議事係長 失礼します。

9月2日の委員会において採決されました記録の提出について、委員長から議長に要求書を提出する段階で、提出を求める根拠法令、記録を求める者の2点についての確認ができませんでしたので、現在、要求書は議長預かりとなっております。

本日の委員会では、これらを御確認いただき、御決定願いたいと思います。

ちなみに現在の要求書は、市長に対して2件、監査事務局に対して1件の資料要求が決定された後に、地方自治法第98条第1項、第100条第1項、第100条第10項に基づく請求であることが重ねて議決されましたが、その根拠によっては、罰則で請求が担保されることになります。

特に、第100条第1項による請求では、正当な理由がなく記録が提出されないとき、議会は議決に基づき告発することになる場合もございますので、慎重な御決定をお願いしたいと思います。

調査当初に当たって、このような運営に至りましたことを担当書記としておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

なお、先日の委員会で決定済みの委員会の運営につきましては、一覧にしてお手元に配付しておりますので、併せて御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○橋本委員長 ただいま事務局から説明がございました。なぜ本日この委員会を特別に急遽開催に至ったかという理由についてでございますが、皆さん方何か質問あるいは御意見ございませんか。十分わかっていただけましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、今一度、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出についてお諮りをいたします。

まず、旧アルファビゼン盗難事件について、①次の内容がわかるもの、被害状況の調査、賃貸借契約書、転貸借契約書、契約書に基づく建物返還完了届、建物返還時の立会人（市・相手側）、盗難被害の現場立会人、これも市及び相手側、盗難被害物件の明細、盗難被害額の算定根拠、被害届。②平成26年4月2日、住民訴訟の内容及び判決のうち市が保有する書類の2点でございます。

請求を求める者と提出期限はいかがいたしましょうか。

先般の9月2日で協議したような形で行うならば、これらの記録について地方自治法第100条第1項に基づいて、相手が備前市東片上126番地、吉村武司備前市長に対して先ほどの監査事務局以外の書類については、備前市長に対する請求という形になろうかと思えます。それから、提出の期限が9月の7日から、本日から1週間ということでございますので、9月14日の水曜日です。それまでに提出を求めたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり要求することに決しました。

次に、旧アルファビゼン盗難事件について、平成26年1月9日、住民監査請求の内容、調査資料及び監査結果でございます。

請求を求める者と提出期限をこれから申し上げます。

住所、東片上126番地、代表監査委員大田淳一氏に対して、地方自治法第100条第1項に基づき、平成28年9月14日水曜までに提出を求めたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり議長に対して要求をすることに決しました。

なお、記録は原本を提出していただくこととし、原本がないものは写しを提出していただきます。記録は提出され次第、事務局を通じて委員各位にお知らせをします。また、記録の閲覧は、委員会開催中はその会議室、閉会中は事務局内のみとし、複写は認めず、本特別委員会の調査のみに使用する取り扱いとしたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでございました。

なお、次回の委員会は、予定どおり9月27日の火曜日でございます。

御苦労さまでございました。

午前10時38分 閉会